

高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所
指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導契約書

(目的)

第1条 高梁市（以下「事業者」という。）は、社会福祉法人旭川荘を指定管理者とした高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所において、介護保険法及びこの契約に従い、介護サービス利用者又は介護予防サービス利用者（以下、「利用者」という。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(居宅療養管理指導等の提供)

第3条 事業者が提供する居宅療養管理指導等の具体的内容、介護保険適用の有無については別紙「重要事項説明書」のとおりです。

2 利用者の家族等、利用者以外の者に居宅療養管理指導等を提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

(居宅療養管理指導等の内容、利用回数、利用料及び保険適用の有無)

第4条 利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、別紙「サービス利用票」又は「サービス利用票別表」に記載したとおりです。

(居宅療養管理指導等の変更)

第5条 利用者は、いつでも居宅療養管理指導等の内容を変更するよう事業者へ申し出ることができます。

2 事業者は、利用者の申し出があった場合、居宅療養管理指導等の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに居宅療養管理指導等の内容を変更します。

3 居宅療養管理指導等の内容を変更した場合、利用者と事業者とは、変更後の利用する居宅療養管理指導等の内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について、「サービス利用票」により変更合意を交わします。

(居宅療養管理指導等の基本方針)

第6条 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて心身の機能の維持回復を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な居宅療養管理指導等を提供します。

2 事業者は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

3 事業者は、利用者の要介護の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう居宅療養管理指導等の目標を設定し、第8条に規定する介護計画に基づき計画的サービスの提供等を行います。

4 事業者は、提供する居宅療養管理指導等の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力すると

ともに、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもって居宅療養管理指導等の提供を行います。

5 事業者は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うように努めます。

6 事業者は、親切丁寧に居宅療養管理指導等を提供し、利用者および利用者の家族に対し居宅療養管理指導等の提供方法についてわかりやすく説明します。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導等を提供するにあたり、居宅介護支援事業者及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(居宅療養管理指導等の計画の作成・変更)

第8条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、居宅療養管理指導等の計画を作成します。

2 居宅療養管理指導等の計画には、サービスの目標や目的達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 居宅療養管理指導等の計画は、居宅介護サービス等計画(ケアプラン)が作成されている場合はその内容に沿って作成します。

4 事業者は、計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該訪問計画の変更をします。

5 利用者は、事業者に対し、いつでも居宅療養管理指導等計画を変更するよう申し出ることができます。

6 事業者は、居宅療養管理指導等計画を作成し、又は、変更した際には、利用者及び利用者の家族に対しその内容を説明します。

7 提供する居宅療養管理指導等のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

(居宅サービス計画変更の援助)

第9条 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに「居宅介護支援事業者」に連絡するなど必要な援助を行います。

2 事業者は、居宅療養管理指導等計画の変更に際して、居宅サービス計画(ケアプラン)の変更が必要となる場合は、速やかに「居宅介護支援事業者」に連絡するなど必要な援助を行います。

(居宅療養管理指導等の提供記録)

第10条 事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導等を提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載します。

2 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

3 利用者は、事業者に対しいつでも第1項に規定する書面その他事業者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。

4 事業者は、利用者に対し提供した居宅療養管理指導等の内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

(利用料等)

第11条 事業者が提供する居宅療養管理指導等の利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 事業者から提供を受ける居宅療養管理指導等が介護保険の適用を受ける場合、利用者は事業者に対し、原則として利用料は介護保険負担割合証の負担割合を乗じた金額を支払います。

- 3 介護保険法令に基づいて、利用者が保険給付を償還払(一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者は市から介護保険負担割合証の負担割合を乗じた金額を引いた額の払戻を受ける支払方法)の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 事業者から提供を受ける居宅療養管理指導等が介護保険の適用を受けない場合、利用者は、サービス事業所に対し、利用料の全額を支払います。
- 5 事業者が作成する利用明細書には利用者が利用した居宅療養管理指導等につき、種類ごと、利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を記載します。
- 6 事業者は、利用者又は扶養者が指定する送付先に対し前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに送付し、利用者及び扶養者は連帯して事業者に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 7 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。領収書には事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 事業者は、利用者に対して提供した居宅療養管理指導等について、利用者から利用料の全額の支払いを受けた場合、利用者から求められたときはサービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供した居宅療養管理指導等の種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(利用料を滞納した場合の扱い)

第13条 利用者が正当な理由なく事業者に払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する居宅療養管理指導等の全部又は一部の提供を停止することができます。

- 2 居宅療養管理指導等の停止は文書により通知します。
- 3 事業者が、利用者に対し前項の停止の通知をした後、4週間経過しても全額の支払いがないときは、事業者は利用者の健康・生命に支障がない限り、この利用契約を解除することができます。
- 4 前項の解除は文書により通知します。

(契約の終了)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者の要介護状態が自立と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 第13条に基づき、事業者から解約通知がなされたとき
- (4) 第15条に基づき、利用者からの契約の解除の申し出がなされ、予告期間が満了したとき
- (5) 第16条に基づき、事業者から解約の通知がなされ、予告期間が満了したとき
- (6) 利用者が、介護保険施設へ入所したとき

(利用者の解約権)

第15条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を文書により申し出ることができます。

- 2 解約の申し出は20日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解約権)

第16条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再

三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定める居宅療養管理指導等利用契約の目的を達することが不可能となったときは1ヶ月以上の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより契約を解約することができます。

(損害賠償)

第17条 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に当たって万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族に生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

(緊急時の対応)

第18条 事業者は、居宅療養管理指導等の提供中に利用者の病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「重要事項説明書」記載の主治医又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

2 前項の場合、事業者は、別紙「重要事項説明書」記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

(身分証携行義務)

第19条 事業者の従業者は、常に身分証を携行し、初めて利用者の居宅を訪問した時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(秘密保持)

第20条 事業者及びその従業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供にあたって知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から、同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

第21条 利用者又は利用者家族は、提供された居宅療養管理指導等に苦情がある場合は、いつでも、別紙「重要事項説明書」記載の事業者が設置している相談窓口へ苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、介護保険法令に従い、苦情申し立て書により岡山県国民健康保険団体連合会等へ苦情を申し立てることができます。この場合、居宅介護支援事業者が利用者に必要な援助を行います。

3 事業者は、利用者が第1項又は第2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もいたしません。

4 事業者は、提供した居宅療養管理指導等について、利用者又は利用者家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

(契約外事項)

第22条 本事業に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の家族及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり契約が成立したことを証するために、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

私は、以上の契約の内容について、説明を受け、内容を確認しました。

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ ㊞

【署名代行者（代理人）】

私は、利用者本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

< 住 所 > _____

< 氏 名 > _____ ㊞

< 本人との関係 > _____

< 署名代行理由 > _____

【事業者】

< 住 所 > 岡山県高梁市松原通2043番地

< 名 称 > 高梁市

< 代 表 者 > 高梁市長 石 田 芳 生 ㊞

【事業所】

< 住 所 > 岡山県高梁市川上町地頭2340番地

< 名 称 > 高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所
(指定管理者：社会福祉法人 旭川荘)

重要事項説明書
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている居宅療養管理指導について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、居宅療養管理指導提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の概要

事業者名	高梁市
事業者の所在地	岡山県高梁市松原通2043番地
代表者名	高梁市長 石田 芳生
開設年月日	令和5年4月1日
連絡先	電話 0866-21-0200 FAX 0866-21-0261

2 ご利用事業所

事業所名	高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所
事業所の所在地	岡山県高梁市川上町地頭2340番地
管理者名	所長 菅原 英次
連絡先	電話 0866-48-4188 FAX 0866-48-3100
介護保険事業所番号	3370900767

3 営業日、営業時間及び実施地域

サービス種類	営業日及び営業時間
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時 ただし木曜日は午前8時30分～午後0時30分まで 実施地域 高梁市川上町

4 休日

休日	日曜日、祝休日、12月29日～1月3日
----	---------------------

5 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅で療養している利用者に対し医学的管理のもとに他のサービス機関と連携を取りながら住み慣れた地域で安心して療養生活が送れるよう支援することを目的とします。
運営の方針	①利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活が送れるよう、医師が通院困難な利用者に対してその居宅を訪問して心身の状況・周囲の環境等を把握し療養上の管理・指導を行うことにより療養生活の質の向上が図れるよう援助します。 ②居宅療養管理指導の提供にあたっては、客観的にサービスの評価を行い、評価の結果を踏まえ常にサービスの改善を図り良いサービスの提供に努めます。

6 従業者の職種、員数、職務の内容

医師 3名(常勤1名、非常勤2名) 医療業務

7 サービスの概要

サービス項目	サービス内容の概要
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師が訪問し、計画的かつ断続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る)並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行います。

8 利用料金

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」の負担割合を乗じた額とする。表中の利用者負担金は1割で算出したものである。
また、介護保険の手続きが申請中等には、利用料が全額負担になる場合がある。
- (2) 別に特別地域(介護予防)居宅療養管理指導加算を1回につき所定利用料の15%に相当する額を所定利用料に加算する。
- (3) 別に通常の事業の実施地域を越えて、特別地域、中山間地域等に居住する者への(介護予防)居宅療養管理指導をおこなった場合は、1回につき所定利用料の5%に相当する額を所定利用者に換算する。

【利用料金表】

単一建物居住者に対して行う場合			
サービス種類	区 分	利用料 1回あたり	利用者負担額
			1割
医師が行う場合	単一建物居住者が1人	5,150円	515円
居宅療養管理指導(I)又は 介護予防居宅療養管理指導(I)	単一建物居住者が2～9人	4,870円	487円
(II)以外の場合に算定	単一建物居住者が10人以上	4,460円	446円

単一建物居住者に対して行う場合			
サービス種類	区 分	利用料 1回あたり	利用者負担額
			1割
医師が行う場合 居宅療養管理指導(Ⅱ)又は 介護予防居宅療養管理指導(Ⅱ) 在宅時医学総合管理料等を算定 する利用者を対象とする場合に 算定	単一建物居住者が1人	2,990円	299円
	単一建物居住者が2～9人	2,870円	287円
	単一建物居住者が10人以上	2,600円	260円

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 菅 原 英 次
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者)を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 衛生管理等

(1) 医師及び看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定居宅療養管理指導(予防)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 感染症が発生しまん延しないように「感染症予防まん延防止の対策検討委員会」を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果を看護師等に周知徹底を図ります。

(4) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(5) 医師及び看護師等に対して、感染症予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

11 業務継続計画策定等

(1) 感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画書に従い必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対して業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的実施します。

12 相談窓口、苦情対応

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【事業者の窓口】 高梁市国民健康保険成羽病院附属 川上診療所	所在地 岡山県高梁市川上町地頭2340番地 電話番号 0866-48-4188 FAX番号 0866-48-3100 相談員 看護課長 大田 文子 対応時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※木曜日は8時30分～午後0時30分まで
【市町村(保険者)の窓口】 高梁市役所 健康福祉部 健康長寿課	所在地 岡山県高梁市松原通2043番地 電話番号 0866-21-0299 FAX番号 0866-23-0655 開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
【市町村(保険者)の窓口】 井原市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 岡山県井原市井原町311番地1 電話番号 0866-62-9519 FAX番号 0866-65-0268 開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談窓口	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 FAX番号 086-223-9109 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

13 緊急時の対応

利用者の病状に変化が生じた場合その他必要な場合は、利用者の家族及び保険者(ご住所住居の市町村)に連絡するとともに、速やかに緊急治療等の必要な措置を講じます。

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに自己の状況・原因等を検証し、損害賠償の検討を行うとともに、事故の発生防止に努めます。

市 町 村	市 町 村 名	
	担 当 部 ・ 課 名	
	電 話 番 号	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	事 業 所 名	
	所 在 地	
	担 当 介 護 支 援 専 門 員 氏 名	
	電 話 番 号	

15 秘密保持

サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合があります。なお、その場合部外者への漏洩がないよう必要な措置を講じます。
(個人常用の利用目的については別紙)

16 緊急時の連絡先

高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所
電話番号 0866-48-4188
FAX 0866-48-3100
担当者 看護課長 大田文子

令和 年 月 日

【説明者】

当事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

高梁市川上町地頭2340番地
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所

職 名 _____ 氏 名 _____ (印)

【利用者】

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けこれらを十分に理解した上で、提供開始に同意します。
また、私の個人に関する情報を、サービス担当者会議等において使用することに同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【家族】

私は、利用者本人の意思を確認し、代わりに上記署名を行いました。
また、私の個人に関する情報を、サービス担当者会議等において使用することに同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

利用者との続柄 _____

個人情報の利用目的

川上診療所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設の理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービス提供に必要な利用目的】

[川上診療所内部での利用目的]

- ・当該事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の医療・介護サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言と求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの紹介への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る事例]

- ・当該事業所の管理運営業務のうち、
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当該事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当該事業所において行われる事例研究（サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する。）

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供